

在職老齢年金制度の所得再分配効果

浜田 浩 児

はじめに

被用者年金では、60歳から64歳の間は、被保険者として就業していない場合は満額の年金を支給し、被保険者として就業している場合は賃金(標準報酬)や年金の額に応じて減額(支給停止)された年金を支給することとなっている。この年金は、就業していない場合は退職老齢年金、就業している場合は在職老齢年金となるが、退職老齢年金は勤労収入のないことを支給条件としている。そこで、本稿では、退職老齢年金は、在職老齢年金において勤労収入が0の場合と位置づけ、在職老齢年金制度に含めて考えることとする。

この在職老齢年金制度は、一種の所得制限であるから、高齢者の労働供給のインセンティブを損なうことになる。すなわち、60歳から64歳の間では、早く退職して年金を受給したほうが、同じ保険料拠出で受給する生涯年金総額が多くなるため、在職老齢年金制度は早期退職を促進する効果をもつ。

しかし、退職年齢は、個人の選択だけで決まるのではなく、雇用環境や健康状態などの個人の選択によらない外的要因から受ける影響も大きい。労働省「高齢者就業の実態」(1996年調査)によれば、60～64歳の不就業者のうち男子の約3分の2、女子の約3分の1が就業を希望しており、さらに、就業希望にもかかわらず就業できない理由として雇用環境と健康状態がほとんどを占めている。

このため、高齢により勤労所得が得られなくな

った分を補填するという公的年金の役割からみて、在職老齢年金制度の所得再分配機能は必要である。在職老齢年金制度については、早期退職を促進するという効率面の短所だけでなく、雇用環境や健康状態などを要素とする就業可能度に応じて所得再分配を行うという公正面の長所を考慮すべきである。

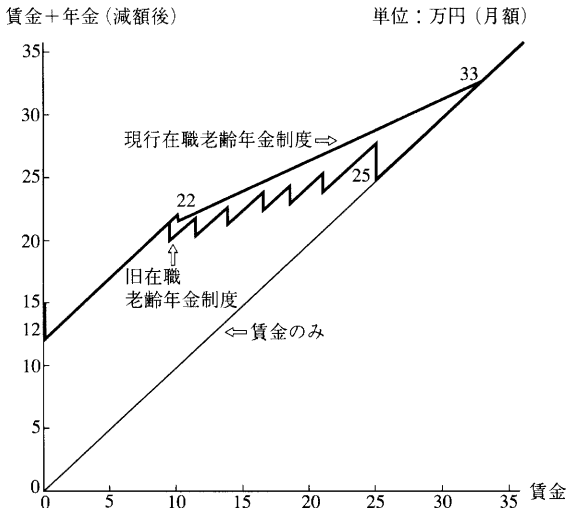
そこで、本稿では、被用者年金の大宗を占める厚生年金の在職老齢年金制度の所得再分配効果について考察する。以下、Ⅰで、現行の在職老齢年金制度および1995年度に現行制度になる前の旧在職老齢年金制度を単純にモデル化して、理論上の所得再分配効果を考え、両制度の比較を行う。Ⅱでは、それと関連づけて、現・旧在職老齢年金制度について実際の所得再分配効果を推計するとともに、両者を比較する。最後に、Ⅲで本稿の結論と課題を述べる。

Ⅰ 現・旧在職老齢年金制度と所得分配

1. 在職老齢年金制度の仕組み

現行の在職老齢年金制度は1995年4月から実施されており、その仕組みはつぎのとおりである(図1)。

- ①被保険者として就業すれば年金の2割を減額するが、賃金(標準報酬)月額と年金月額(2割減額後)の合計所得が22万円に達するまではそれ以上の年金減額はない。
- ②賃金月額と年金月額を合わせた所得が22万円を上回れば、超過分について賃金の半分の年金減額をさらに行う。



(注) 1995年度における60～64歳の平均年金月額(減額前)の推計値15万円(加給年金を除く)の場合についてのものである。

図1 在職老齢年金制度による年金減額の仕組み

③賃金月額が34万円を超えれば、その超過分だけ年金月額を減額する。

一方、現行制度になる前の旧在職老齢年金制度では、賃金月額に応じて表1のとおり減額率で年金が減額される仕組みになっていた(図1)。

したがって、基本的には、現行在職老齢年金制度は、賃金月額と年金月額を合わせた所得に応じて年金減額の大きさが決まる仕組みである(ただし、被保険者として就業すれば年金の2割を減額する点や賃金月額が34万円を超えればその超過分だけ年金月額を減額する点等、賃金のみに応じて年金減額の大きさが決まる場合も一部ある。)のに対し、旧在職老齢年金制度は、まず賃金月額に応じて年金減額率が決まり、この減額率を年金額に乗じることにより年金減額の大きさが決まる仕組みであるといえる。

よって、現・旧在職老齢年金制度は、単純化すれば次のようなモデルで表現できる。

すなわち、個人*i* (*i*=1~*n*)の賃金(標準報酬月額)を w_i 、年金(減額前、月額)を b_i 、年金減額前、現行在職老齢年金制度、旧在職老齢年金制度における賃金と年金を合わせた所得をそれぞれ y_i 、 y_{i1} 、 y_{i0} とすると、

表1 旧在職老齢年金の減額率

賃金月額(円)	減額率
95,000未満	2割
95,000~114,000	3割
114,000~138,000	4割
138,000~165,000	5割
165,000~185,000	6割
185,000~210,000	7割
210,000~250,000	8割
250,000以上	全額

年金減額前；

$$y_i = w_i + b_i$$

現行在職老齢年金制度；

$$y_{i1} = y_i - r_1(y_i)$$

$$0 \leq r_1(y_i) \leq b_i,$$

$$y_j < y_k \text{ のとき } y_{j1} < y_{k1} \text{ (所得順位の保存),}$$

$$y_j < y_k \text{ のとき } r_1(y_j) / y_j < r_1(y_k) / y_k \text{ (所得に対して累進的)}$$

旧在職老齢年金制度；

$$y_{i0} = y_i - r_0(w_i) b_i$$

$$0 \leq r_0(w_i) \leq 1, r_0(0) = 0,$$

$$w_j < w_k \text{ のとき } r_0(w_j) / w_j < r_0(w_k) / w_k \text{ (賃金に対して累進的)}$$

と表せる。

現行制度では、前述のように、所得が一定水準より高くなると超過分について賃金の半分の年金減額が追加されるから、年金減額は所得に対して累進的とみなせる。旧制度でも、表1のとおり、年金減額率の伸びは賃金よりもおおむね大きいから、年金減額率は賃金に対して累進的とみなせる。

また、現行制度では、年金減額の大きさが所得に応じて決まり、かつ、所得が一定水準より高い場合に追加される年金減額措置は超過分のみについてなされるから、年金減額後の所得順位が年金減額前と逆転することはない。これに対し、旧制度では、年金減額の大きさが所得に連動しておらず、かつ、賃金が高くなるにつれて超過分ではなく年金額全体に高い減額率が適用されるから、所得順位が年金減額前と逆転するケースが生じる。たとえば、図1のように、減額前の年金が同じで賃金が増加する場合、年金減額前の所得が増加し

でも年金減額後の所得が減少するケースが生じる。

以上の議論は、年金減額の労働供給抑制効果を考慮しても同様である。この効果による所得の減少を z 、賃金率を v 、労働供給を L 、年金減額前の所得を y とすると、現行制度の限界的な年金減額は、

$$\frac{dr_1}{dL} = \frac{dr_1}{dy} \frac{dy}{dL} = \frac{dr_1}{dy} v$$

となるから、

$$z = vL(v) - vL\left(v - v \frac{dr_1}{dy}\right)$$

である。 z/y を y で微分すると、

$$\begin{aligned} \frac{d(z/y)}{dy} = & v \left[L' \left(v - v \frac{dr_1}{dy} \right) v \frac{dr_1}{dy} - \left\{ L(v) \right. \right. \\ & \left. \left. - L \left(v - v \frac{dr_1}{dy} \right) \right\} / y^2 \right. \\ & \left. + \left[v^2 L' \left(v - v \frac{dr_1}{dy} \right) \left(\frac{d^2 r_1}{dy^2} y \right. \right. \right. \\ & \left. \left. - \frac{dr_1}{dy} \right) \right] / y^2 \end{aligned}$$

労働の限界不効用逓増により、 $L' > 0$ 、 $L'' < 0$ であるから、この第1項は正である。また、 $\frac{d^3 r_1}{dy^3} \equiv 0$ とみなせるから $\frac{d^2 r_1}{dy^2} y \equiv \frac{dr_1}{dy}$ となり、第2項はごく小さい。よって、 $\frac{d(z/y)}{dy} > 0$ である。

したがって、現行制度の労働供給抑制効果による所得の減少は、所得に対して累進的となる。同様にして、旧制度の労働供給抑制効果による所得の減少は、同一の減額前年金額の下で賃金に対して累進的となる。このため、これらは、前述の両制度のモデルにおける減額の中に入れて考えることができる。

2. 在職老齢年金制度による不平等度の変化

以上の現・旧在職老齢年金制度のモデルの下で、両制度による不平等度の変化を考えるが、その不平等の尺度は、移転原理を満たし、かつ平均独立(相対的不平等回避度不変)であるものとする。このような尺度の下で、在職老齢年金制度による年金減額が所得に対して累進的であり、年金減額後の所得順位が減額前と逆転しなければ、所得分

布の不平等度は低下する¹⁾。

在職老齢年金制度により年金減額前の当初所得 y_i から所得が dy_i 減少するとすると、現行制度においては、

$$\frac{dy_i}{y_i} = \frac{y_i - y_{i1}}{y_i} = \frac{r_1(y_i)}{y_i}$$

より、年金減額が当初所得に対して累進的であり、また、所得順位が年金減額前と逆転することもないから、所得分布の不平等度は低下する。

これに対し、旧制度では、年金減額の大きさが当初所得に連動していないので、所得構成が賃金か年金に偏り賃金か年金がかなり低い場合、当初所得が高くても年金減額が小さくなるケースが生じるため、所得分布の不平等度が低下するとは限らない²⁾。

3. 現・旧在職老齢年金制度の公平性の比較

(1) 水平的公平

水平的公平の観点からは、当初所得が等しい者については、在職老齢年金制度による年金減額の大きさも同じであるべきである。

現行在職老齢年金制度においては、

$$y_j = y_k \text{ のとき } dy_j = r_1(y_j) = r_1(y_k) = dy_k$$

だから、当初所得が等しければ年金減額の大きさも同じである。

しかし、旧在職老齢年金制度においては、

$$y_j = y_k \text{ のとき } dy_j = r_0(w_j) b_j, \quad dy_k = r_0(w_k) b_k \text{ より、所得構成が異なれば } dy_j \neq dy_k$$

だから、当初所得が同じでも年金減額の大きさは一般には異なる。

したがって、現行制度のほうが、水平的公平の点で望ましい。

また、高齢により勤労所得が得られなくなった分を補填するという公的年金の機能からは、賃金の減った分だけ年金が増加して両者を合わせた当初所得が変わらなければ同じ扱いをすべきであるから、在職老齢年金制度による年金減額も同じにすべきである。よって、公的年金の機能からみても、現行制度のほうが望ましい。

さらに、旧制度では、所得構成において賃金と

年金のバランスがとれているほうが、年金減額が大きくなるが、これは、勤労収入と年金の組み合わせにより老後生活をまかなうという在職老齢年金制度の機能からみて問題である。現行制度ではこのような問題はないから、在職老齢年金制度自体の機能からみても望ましい。

(2) 垂直的公平

現・旧在職老齢年金制度の垂直的公平性の比較に当たっては、規模ではなく仕組みの違いによる差をみるため、受給権者全員の年金減額の総計が両制度で同じものとする。

不平等度を I とすると、現・旧在職老齢年金制度による不平等度の変化の差は、

$$dI_1 - dI_0 = - \sum_i \frac{dI}{dy_i} \{r_1(y_i) - r_0(w_i)b_i\}$$

となる。

ここで、年金減額の総計が両制度で同じことから、 $\sum_i \{r_1(y_i) - r_0(w_i)b_i\} = 0$ だから、

$$\frac{dI}{dy_j} < \frac{dI}{dy_k} \text{ のとき, } r_1(y_j) - r_0(w_j)b_j \leq r_1(y_k) - r_0(w_k)b_k \text{ に応じて } dI_1 \leq dI_0$$

また、 I は移転原理を満たすから、

$$y_j < y_k \text{ のとき } y_k \text{ から } y_j \text{ へ所得移転 } dy \text{ を行うと } dI = \left(\frac{dI}{dy_j} - \frac{dI}{dy_k} \right) dy < 0 \quad \therefore \frac{dI}{dy_j} < \frac{dI}{dy_k}$$

$$\text{よって, } y_j < y_k \text{ であれば } \frac{dI}{dy_j} < \frac{dI}{dy_k}$$

以上より、

$$y_i < y_k \text{ のとき, } r_1(y_j) - r_0(w_j)b_j \leq r_1(y_k) - r_0(w_k)b_k \text{ に応じて } dI_1 \leq dI_0$$

となる。

個人 k の所得構成が賃金か年金に偏り、個人 j より当初所得が高くても賃金か年金がかなり低い場合、旧制度では、 $y_j < y_k$ のとき $r_0(w_j)b_j > r_0(w_k)b_k$ となり、当初所得の低い者のほうが年金減額が大きくなる。これに対して、現行制度では、年金減額が大きさが当初所得に応じて決まるため、その場合でも $r_1(y_j) < r_1(y_k)$ であり、当初所得の低い者は年金減額も小さい。したがって、

$$y_j < y_k \text{ のとき } r_1(y_j) - r_0(w_j)b_j < r_1(y_k)$$

$$- r_0(w_k)b_k \text{ となるから, } dI_1 < dI_0$$

すなわち、所得構成が賃金か年金に偏り、当初所得が高くても賃金か年金がかなり低い場合、現行在職老齢年金制度のほうが不平等度を低下させる。

さらに、個人 j の所得構成が賃金か年金に偏っている場合、旧在職老齢年金制度では、 $r_0(w_j)b_j \ll r_0(w_k)b_k$ と、当初所得の低い者の年金減額が非常に小さくなるために、 $y_j < y_k$ でも $y_{j0} > y_{k0}$ と所得順位の逆転が起きる。その程度が大きければ、所得分布の不平等度は、現行制度ほど低下しないか、逆に上昇する。

一方、賃金と年金が当初所得に比例し、現・旧在職老齢年金制度による年金減額の累進度が同じならば、

$y_j < y_k$ のとき、

$$\begin{aligned} \frac{r_0(w_k)b_k}{r_0(w_j)b_j} &= \frac{\{r_0(w_k)/w_k\}w_k b_k}{\{r_0(w_j)/w_j\}w_j b_j} \\ &= \frac{\{r_0(y_k)/y_k\}y_k^2}{\{r_0(y_j)/y_j\}y_j^2} \\ &= \frac{r_1(y_k)}{r_1(y_j)} \frac{y_k}{y_j} > \frac{r_1(y_k)}{r_1(y_j)} \end{aligned}$$

さらに、年金減額の総計が両制度で同じことから、

$$\begin{aligned} r_0(w_k)b_k - r_0(w_j)b_j &> r_1(y_k) - r_1(y_j) \\ \therefore r_1(y_j) - r_0(w_j)b_j &> r_1(y_k) - r_0(w_k)b_k \end{aligned}$$

よって、

$$y_j < y_k \text{ のとき } r_1(y_j) - r_0(w_j)b_j > r_1(y_k) - r_0(w_k)b_k \text{ となるから, } dI_1 > dI_0$$

すなわち、賃金と年金が当初所得に比例するような場合には、旧制度のほうが不平等度を低下させる。

したがって、現・旧在職老齢年金制度のどちらがより不平等度を低下させるかは、現実の所得分布において以上の2つの要素のどちらのほうが強いかにより、それは、賃金、年金と当初所得との相関にかかわる。すなわち、賃金、年金と当初所得との相関係数が、絶対値ではなく符号を含めてみて、大きければ旧制度のほうが不平等度を低下させ、小さければ現行制度のほうが不平等度を低下させる傾向がある。

(3) 年金減額緩和の影響

上記(2)では、現・旧在職老齢年金制度の所得再分配効果について、規模ではなく仕組みの違いによる差をみるため、両制度による年金減額の総計が同じという条件で比較している。しかし、実際には、図1のように現行制度による年金減額は旧制度よりも緩和されたため、その点で、所得再分配効果は以下のとおり小さくなっている。

現行制度の年金減額は、その規模を明示すれば $hr(y_i)$ と表され、 h の低下は年金減額の緩和(減額規模の縮小)を示す。すると、 $y_j < y_k$ のとき、両者の年金減額後の所得の比率 q は、

$$q = y_k \left\{ 1 - h \frac{r(y_k)}{y_k} \right\} / \left[y_j \left\{ 1 - h \frac{r(y_j)}{y_j} \right\} \right]$$

となる。これを h で微分すると、

$$\frac{dq}{dh} = \left\{ \frac{r(y_j)}{y_j} - \frac{r(y_k)}{y_k} \right\} y_j y_k / \left[y_j \left\{ 1 - h \frac{r(y_j)}{y_j} \right\} \right]^2$$

年金減額の累進性より $\frac{r(y_j)}{y_j} < \frac{r(y_k)}{y_k}$ であるから、 $\frac{dq}{dh} < 0$ となる。したがって、年金減額の緩和によって、減額後の所得の格差は拡大し、所得再分配効果は小さくなる。

また、本節1.で述べたように、現行制度の労働供給抑制効果による所得の減少は所得に対して累進的であるから、同様の議論が当てはまり、この効果の点でも、年金減額の緩和によって所得再分配効果は小さくなる³⁾。

以上のように、旧制度と比べた現行制度の所得再分配効果の相対的な大きさは、本来より小さく出ることには留意する必要がある。

II 現・旧在職老齢年金制度の所得再分配効果の推計

現・旧在職老齢年金制度の所得再分配効果の比較は、両制度の労働供給抑制効果を含めて行うことが望ましい。しかし、この効果の推計は難しく誤差が大きくなる危険もあり、また、本節1.(3)②で後述するように、両制度の効果にあま

り差はないと考えられるため、これを含めずに比較した。

また、在職老齢年金制度の所得再分配効果は、当然、個人間所得分布についてみるべきであるが、そのような分布データが少数サンプルのものしか得られなかったため、賃金階層間の所得分布についても所得再分配効果を調べた。

1. 賃金階層間の所得分布でみた再分配効果

厚生年金の在職老齢年金制度に関しては、退職老齢年金、在職老齢年金の受給権者の賃金(標準報酬月額)、年金等の全数統計が社会保険庁「事業年報」にあるが、賃金階層別の集計値しか得られない。このため、「事業年報」に基づく在職老齢年金制度の所得再分配効果の推計は、賃金階層間の所得分布について行っている。

(1) 不平等の尺度

在職老齢年金制度の所得再分配効果を測るための不平等の尺度については、賃金階層間の所得分布に適用することから、ジニ係数のように所得順位をつけなければならない尺度は使えない。また、賃金階層という構成集団の間の不平等度を測るのであるから、構成集団間に分解可能な尺度が望ましい。

このように構成集団間に分解可能で、かつ、前節2.で述べた移転原理を満たし、平均独立な尺度 I は、Shorrocks (1980) に示されているように、次の形で表される。

$$I = \frac{1}{n} \frac{1}{c(c-1)} \sum_i \left\{ \left(\frac{y_i}{\mu} \right)^c - 1 \right\}, \quad c \neq 0, 1$$

$$I = \frac{1}{n} \sum_i \frac{y_i}{\mu} \log \frac{y_i}{\mu}, \quad c = 1$$

$$I = -\frac{1}{n} \sum_i \log \frac{y_i}{\mu}, \quad c = 0$$

一般に用いられる尺度のうち、タイル尺度 ($c=1$) と相対分散 ($c=2$) がこれに属するため、この2つを不平等の尺度として用いることとする。

(2) 推計方法

社会保険庁「事業年報」では、現行在職老齢年

金制度となった1995年度からは、標準報酬月額
の30等級別に減額（支給停止）前と減額後の年金
月額が得られるので、賃金階層別の年金額はこれ
による。賃金階層別の賃金については、標準報酬
月額を用いるが、最高賃金階層では、標準報酬月
額を超える者のほうが下回る者よりも多いため、
労働省「賃金構造基本統計調査」の所定内給与の
分布を用いて推計した⁴⁾。

一方、旧在職老齢年金制度下の1990年度から
1994年度までについては、年金減額率（支給停止
率）の区分別（2割から8割まで及び全額支給停
止の8区分）だけで、しかも、減額前の年金月額
しか得られない。このため、年金減額率の各区分
ごとに対応する標準報酬等級をまとめて賃金階層
とする。賃金階層別の賃金は、当該賃金階層に属
する等級の標準報酬月額の平均とするが、最高賃
金階層については、「賃金構造基本統計調査」の
所定内給与の分布を用いて推計した。また、減額
後の年金月額は、減額前の年金月額から加給年金
額を除いたものに、対応する減額率を乗じて減額
分を推計し、これを減額前の年金月額から控除す

ることにより求めた。加給年金額は、加給年金対
象者数の年金受給権者数に占める比率等により推
計した。

このように現・旧在職老齢年金制度で賃金階層
の区分が異なることは、両制度による所得再分配
効果の推計値に違いをもたらす。そこで、現行制
度にかかる賃金階層を統合して旧制度と同じ賃金
階層としたうえで、所得再分配効果の推計を行い、
両制度を比較した。

また、現行在職老齢年金制度への変更に伴い、
賃金階層別の当初所得分布が変化しているであろ
う。このため、現行制度下の1995年度以降の当
初所得の分布に対し、仮に旧制度を適用した場合
の所得再分配効果も推計した。

（3）推計結果

①賃金、年金と当初所得との関係

賃金階層別の減額前の年金と当初所得の推計値
は、表2のとおりであり、現行在職老齢年金制度
となった1995年度以降も、旧制度下の1994年度
以前も、賃金階層による推移は同様である。

表2 賃金階層別の年金と所得(減額前)

(単位：万円)

年度	年金、所得 (月額)	賃金月額階層									平均
		0	9.5 未満	9.5 }	11.4 }	13.8 }	16.5 }	18.5 }	21.0 }	25.0 以上	
90	年金(減額前)	14.7	17.2	12.4	12.1	14.6	13.4	14.3	15.2	15.3	14.7
	当初所得	14.7	25.8	22.8	24.7	29.7	30.9	33.8	38.2	54.2	17.6
91	年金(減額前)	14.7	17.6	13.5	12.2	14.5	13.5	14.2	15.2	15.7	14.7
	当初所得	14.7	26.2	23.9	24.8	29.6	31.0	33.7	38.2	54.8	17.8
92	年金(減額前)	14.7	18.1	14.3	12.3	14.4	13.6	14.2	15.2	15.9	14.7
	当初所得	14.7	26.7	24.7	24.9	29.5	31.1	33.7	38.2	54.4	17.9
93	年金(減額前)	14.7	18.0	14.7	12.4	14.1	13.5	14.0	15.0	16.1	14.7
	当初所得	14.7	26.6	25.1	25.0	29.2	31.0	33.5	38.0	54.8	17.8
94	年金(減額前)	15.3	18.6	15.7	13.0	14.5	13.9	14.5	15.5	16.8	15.3
	当初所得	15.3	27.2	26.1	25.6	29.6	31.4	34.0	38.5	55.9	18.2
95	年金(減額前)	16.1	17.6	14.8	12.0	13.0	13.0	13.7	14.5	18.0	15.9
	当初所得	16.1	26.8	25.3	24.7	28.2	30.5	33.3	37.5	57.3	22.6
96	年金(減額前)	16.1	17.0	14.9	12.4	13.1	13.2	14.0	14.6	18.0	15.9
	当初所得	16.1	26.2	25.4	25.0	28.2	30.7	33.6	37.6	57.9	23.0

注) 社会保険庁「事業年報」に基づいて推計。

賃金階層別の減額前の年金額は、退職者層より低賃金階層のほうが高いが、賃金階層が上がるにつれて低くなり退職者層を下回るようになる。しかし、その後、賃金階層の上昇とともに高くなり、再び退職者層を上回る。このように在職者の減額前年金額は賃金階層に対してU字型となっており、比較的低賃金階層では年金の低さを勤労所得で補う行動がうかがえ、高賃金階層では現役時代の賃金が高く年金も高い者が老後の雇用条件にも恵まれていることがうかがえる。

このように減額前の年金額は、賃金階層の上昇に対して逆に低くなることもあるため、賃金月額が9.5万円未満の階層と13.8万円から25万円までの階層との間など、減額前の年金額と当初所得とで大小が逆転している場合も少なくない。これは、旧制度よりも現行制度のほうが不平等度を低下させるように働く。一方、賃金については当初所得との間で大小が逆転することは少ないが、賃金階層ごとに当初所得を平均しているために賃金階層内の当初所得のばらつきが捨象されていることから、賃金階層別にみると賃金と当初所得との大小の逆転は少なくみえることに留意する必要がある。

②再分配効果

現行制度下と旧制度下について、年金減額前と年金減額後の所得分布の不平等度、及び両者の比較による再分配効果を、タイル尺度と相対分散でみると、表3のとおりである。

年金減額前後の不平等度の差を再分配効果とみなすと、現行制度の再分配効果のほうが大きいことになるが、これは、年金減額前の当初所得の不平等度が大きいことを反映している面がある。ちなみに、不平等度の差ではなく減少率を再分配効果とみなすと、旧制度のほうがやや大きいことになる。

現行制度が旧制度より当初所得の不平等度が大きい要因としては、まず、年金減額の緩和により受給権者の労働供給が増加したことが考えられる。しかし、賃金階層別の受給権者数の前年度からの増加をみると、表4のように、旧制度から現行制度に切りかわった1995年度でも、賃金月額9.5万円未満の階層の減少幅が1994年度以前より若干拡大した程度で、低賃金階層の縮小の動きはあまりみられない。したがって、年金減額緩和によって受給権者の労働供給が増加し、低賃金階層がより高い賃金階層に移ったという効果は小さいと考えられる。それよりも、もともと賃金の高い者が、年金減額緩和によって新たに受給権者に加わ

表3 現・旧在職年齢年金制度下の賃金階層間の所得再分配効果

制度	年度	タイル尺度				相対分散			
		減額前	減額後	差	減少率	減額前	減額後	差	減少率
旧	90	0.0623	0.0257	0.0366	0.5874	0.1589	0.0613	0.0976	0.6144
	91	0.0694	0.0290	0.0404	0.5824	0.1776	0.0694	0.1082	0.6092
	92	0.0707	0.0291	0.0416	0.5882	0.1805	0.0694	0.1111	0.6155
	93	0.0689	0.0283	0.0407	0.5901	0.1766	0.0676	0.1091	0.6175
	94	0.0628	0.0243	0.0386	0.6138	0.1616	0.0580	0.1036	0.6411
現行	95	0.1271	0.0633	0.0638	0.5018	0.3217	0.1524	0.1693	0.5263
	96	0.1335	0.0670	0.0666	0.4985	0.3347	0.1610	0.1737	0.5190
(在職者のみ) 旧	90	0.0268	0.0146	0.0122	0.4556	0.0593	0.0326	0.0267	0.4502
	91	0.0284	0.0160	0.0124	0.4360	0.0628	0.0357	0.0271	0.4309
	92	0.0274	0.0151	0.0123	0.4481	0.0604	0.0335	0.0268	0.4447
	93	0.0273	0.0152	0.0121	0.4430	0.0605	0.0339	0.0266	0.4399
	94	0.0269	0.0147	0.0122	0.4522	0.0599	0.0329	0.0269	0.4499
現行	95	0.0562	0.0368	0.0194	0.3451	0.1143	0.0750	0.0392	0.3434
	96	0.0585	0.0383	0.0203	0.3462	0.1149	0.0775	0.0374	0.3258

注) 社会保険庁「事業年報」に基づいて推計。

表4 賃金階層別の受給権者数の増加

(単位：万人)

年度	賃金月額階層 (単位：万円)									合計
	0	9.5 未満	9.5 }	11.4 }	13.8 }	16.5 }	18.5 }	21.0 }	25.0 以上	
91	6.0	-0.2	0.3	0.2	0.1	0.3	0.3	1.0	0.5	8.4
92	10.2	-0.2	0.3	0.3	0.1	0.3	0.3	0.7	0.3	12.3
93	8.7	-0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.0	9.7
94	11.2	-0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6
95	13.2	-0.4	0.9	1.9	2.3	1.6	1.9	2.4	19.0	42.7

注) 社会保険庁「事業年報」に基づいて推計。

ったことの影響のほうが大きい。表4では、1995年度における賃金月額25万円以上の階層がそれまでよりも大幅に増加するとともに、受給権者数合計の増加も1994年度以前より大幅になっている。

したがって、当初所得の不平等度の相違の影響を避ける方策として、現行制度下の当初所得の分布に対して、仮に旧制度を適用した場合の不平等度の低下を推計し、現行制度と比較することが考えられる。このような比較を行ったのが、表5である。表5では、同じ当初所得分布について比較しているから、年金減額前と年金減額後の不平等度の差を再分配効果とみなして両制度を比較できる。なお、旧在職老齢年金制度下の1994年度以前と比較する必要はないので、標準報酬月額30等級を統合することはず、そのまま賃金階

層としている。

再分配効果は、全体では旧制度のほうがやや大きい。前者は、現行制度による年金減額が旧制度よりも緩和されたために、退職者と在職者の間の所得再分配効果が小さくなったことを反映している。後者は、現行制度では旧制度よりも、年金減額の大きさが当初所得に連動する程度が大きいことの影響であろう。

以上のように、現・旧在職老齢年金制度の所得再分配効果には、大きな相違はない。しかし、前節3.(3)で述べたように、現行制度による年金減額は旧制度よりも緩和されたため、この点では、所得再分配効果は小さくなっている。すなわち、現行制度は、高齢者の労働供給のインセンティブを損なう等の効率面への悪影響を減少させるように、年金減額の程度を緩和したにもかかわらず、旧制度と同様の所得再分配効果を保っている⁵⁾。ただし、年金減額の労働供給抑制効果を考慮すれば、現行制度の所得再分配効果は旧制度よりもやや小さくなると考えられるが、これも、現行制度の年金減額緩和によるところが大きい。したがって、年金減額の程度が同じであれば、すなわち、年金減額の規模ではなく仕組みとしては、現行在職老齢年金制度の所得再分配効果のほうが大きいといえる。これは、年金減額の大きさが当初所得に連動する程度が強まったことによるところが大きい。

表5 現・旧在職老齢年金制度の賃金階層間の所得再分配効果の比較

年度	制度	タイル尺度				相対分散			
		減額前	減額後	差	減少率	減額前	減額後	差	減少率
95	現行	0.1381	0.0744	0.0636	0.4610	0.3826	0.2047	0.1779	0.4649
	旧	0.1381	0.0695	0.0686	0.4969	0.3826	0.1969	0.1857	0.4854
96	現行	0.1450	0.0783	0.0667	0.4599	0.3970	0.2132	0.1838	0.4630
	旧	0.1450	0.0736	0.0714	0.4925	0.3970	0.2064	0.1906	0.4802
95	現行	0.0789	0.0635	0.0154	0.1957	0.1855	0.1573	0.0281	0.1517
	旧	0.0789	0.0704	0.0086	0.1084	0.1855	0.1794	0.0060	0.0325
96	現行	0.0817	0.0648	0.0169	0.2064	0.1859	0.1572	0.0287	0.1545
	旧	0.0817	0.0728	0.0089	0.1093	0.1859	0.1812	0.0047	0.0251

(在職者のみ)

注) 1. 社会保険庁「事業年報」に基づいて推計。

2. 旧在職老齢年金制度の数値は、95、96年度の当初所得の分布に対して仮に旧制度を適用した場合のものである。

2. 個人間所得分布でみた再分配効果

当初所得が高くても賃金か年金がかなり低い場合には、賃金、年金の一方が低い分、他方は所得以上に高くなるわけであるから、賃金と年金の大小の逆転の程度は、所得と賃金、年金との逆転の程度よりも大きい。この逆転の程度が大きければ、前節3.(2)で述べたように、旧在職老齢年金制度による不平等度低下の程度を弱める方向に働く。したがって、賃金階層間の所得分布については、個人間所得分布よりも、旧制度による不平等度の低下が小さくなるから、現行制度による不平等度の低下が相対的に大きくみえる。

そこで、郵政省郵政研究所「家計における金融資産選択に関する調査」の個票データに基づいて、個人間所得分布について現・旧在職老齢年金制度の所得再分配効果の推計を行う。この調査は、1988年から2年ごとに11月から12月にかけて実施され、調査時点前1年間の所得等を尋ねているため、現行制度となった直後の1996年と直前の旧制度下の1994年のデータが得られる。この点で、在職老齢年金制度の改定による所得再分配効果の変化をみるのにふさわしい。ただし、調査対象が、世帯主が20歳以上の世帯という全般的なものであるため、在職老齢年金制度の対象である60歳から64歳までの厚生年金受給権者が必要なデータがそろっているものを取り出すと、サンプル数は150程度であることに留意する必要がある。

(1) 不平等の尺度

不平等の尺度としては、本節1.と同じくタイル尺度と相対分散を用いる。また、個人間所得分布では、賃金階層間の所得分布と違って、所得順位をつけなければならない尺度も使えるので、ジニ係数も用いる。

(2) 推計方法

「家計における金融資産選択に関する調査」は、世帯主と配偶者について、年齢、職業、賃金、加入している公的年金制度の種類(厚生年金、共済

組合、国民年金)、受給している公的年金の種類、受給額を尋ねている。このため、在職老齢年金制度の対象である60歳から64歳までの厚生年金受給権者を取り出して、賃金、在職老齢年金制度による減額前及び減額後の年金、賃金と年金を合わせた所得等を推計し、在職老齢年金制度の所得再分配効果を求めることができる。

ただし、賃金については事業収益を含む収入の計数しか得られないが、無職の者は賃金を0とし、厚生年金の被保険者は収入の計数を賃金の額とみなしている。さらに、これは賞与を含む年収であるため、郵政省郵政研究所「貯蓄に関する日米比較調査」(1995年度)の個票から、年収と賞与を除く月収との回帰式を求め、この回帰式に「家計における金融資産選択に関する調査」の年収を当てはめて賃金月額を推計した。

また、年金については、実際に受給している額、すなわち在職老齢年金制度による減額後の計数しか得られない。このため、1996年については現行在職老齢年金制度、1994年については旧在職老齢年金制度にしたがって、賃金月額と減額後の年金月額から減額前の年金月額を推計した。

以上の賃金と年金の推計値を合わせた所得の分布について、現・旧在職老齢年金制度の所得再分配効果を推計し、両制度の比較を行った。

(3) 推計結果

①賃金、年金と当初所得との関係

賃金、減額前の年金と当初所得との相関係数は、表6のとおり正であるが、賃金と当初所得との相関係数は、年金と当初所得との相関係数より小さい。したがって、大小が逆転し、旧制度よりも現行制度のほうが不平等度を低下させるように働くケースは、賃金と当初所得との間のほうが多いであろう。

なお、減額前の年金月額の平均は、1994年で14.5万円、1996年で17.0万円となっている。全数統計である社会保険庁「事業年報」に基づいて推計した平均が、1993年度末及び1994年度末で15万円程度、1995年度末及び1996年度末で16万円程度であることから、これらはほぼ妥当な値

表6 賃金、年金(減額前)と当初所得の相関係数

	賃金と 当初所得	年金(減額前)と 当初所得
94年(旧在職老齢年金制度)	0.69	0.85
96年(現行在職老齢年金制度)	0.71	0.81

注) 郵政省郵政研究所「家計における金融資産選択に関する調査」に基づいて推計。

といえる。一方、在職者の賃金月額平均は、1994年で15.1万円、1996年で15.9万円であり、「事業年報」に基づいて推計した平均が、1993年度末及び1994年度末で18万円程度、1995年度末及び1996年度末で25万円程度であることに比べるとかなり低く、本推計では高賃金の在職者が漏れている可能性が高い。また、その程度は、1996年のほうが大きい。このような賃金推計値の状況を反映して、当初所得の平均も、「事業年報」に基づいて推計した平均より小さくなっている。

②再分配効果

現行制度下の1996年と旧制度下の1994年について、年金減額前と年金減額後の所得分布の不平等度、及び両者の比較による再分配効果を、タイル尺度、相対分散とジニ係数でみると、表7のとおりである。

表7の不平等度には賃金階層内の不平等も含まれるため、タイル尺度と相対分散のどちらでみても、年金減額前、年金減額後とも、表3の賃金階層間の不平等度より大きい。また、①で述べたように、本表の推計では特に1996年について高賃金の在職者が漏れていると考えられることもあって、所得分布の不平等度は、表3と逆に、どの尺度でみても、年金減額前、年金減額後とも、現行在職老齢年金制度下のほうが小さいが、それほど大きな違いはない。したがって、表3とは異なり、現・旧在職老齢年金制度の比較に当たって年金減額前と減額後の不平等度の差を再分配効果とみなしても、その減少率を再分配効果とみなしても、大きな影響はない。

これらにより現・旧在職老齢年金制度の所得再分配効果をみると、両制度でほぼ同じになっている。しかし、前節3.(3)で述べたように、現行

表7 現・旧在職老齢年金制度下の所得再分配効果

不平等尺度	制度	年	減額前	減額後	差	減少率
タイル尺度	旧	94	0.2268	0.1681	0.0587	0.2589
	現行	96	0.2014	0.1444	0.0570	0.2829
相対分散	旧	94	0.4787	0.3022	0.1765	0.3688
	現行	96	0.4208	0.2584	0.1624	0.3859
ジニ計数	旧	94	0.3685	0.3160	0.0525	0.1425
	現行	96	0.3444	0.2886	0.0558	0.1620

注) 郵政省郵政研究所「家計における金融資産選択に関する調査」に基づいて推計。

制度では、年金減額が旧制度よりも緩和され、この点で所得再分配効果は小さくなっている。それにもかかわらず、両制度の所得再分配効果がほぼ同じであるから、本節1.と同様、年金減額の規模ではなく仕組みとしては、現行在職老齢年金制度の所得再分配効果のほうが大きいといえる。これは、年金減額の大きさが当初所得に連動する程度が強まったためであろう。

III 結論と課題

1. 在職老齢年金制度の所得再分配機能の意義

老齢で勤労所得が得られなくなった後は公的年金が生活費の支柱となるが、人によって雇用環境や健康状態はさまざまであるから、就業可能年齢にはばらつきがあり、また、就業できる高齢者の中でも可能な労働強度は異なる。すなわち、誰もが同じ年齢でいっせいに完全退職するわけではなく、就業から退職への過渡期が存在する。したがって、公的年金の支給要件においてもこのような過渡期を考慮することが望ましく、在職老齢年金制度(60歳から64歳の間の被用者退職老齢年金を含む。)はこれに対応したものといえよう。

ただし、在職老齢年金制度は、一種の所得制限であるから、早く退職して年金を受給したほうが、同じ保険料拠出で受給する生涯年金総額が多くなるため、早期退職を促進する効果をもつ。このような効率面の短所だけを考えれば、在職老齢年金制度を廃止し、早期に年金を受給したい者には、年金数理的に適正な率で減額された年金を、就業状況にかかわらず支給するのがよい。高齢者の

就業が個人の選択だけの問題であるならば、これが望ましい。

しかし、高齢者の就業は、個人の選択だけで決まるのではなく、雇用環境や健康状態などの個人の選択によらない外的要因に基づく就業可能度の要素も大きい。したがって、高齢により勤労所得が得られなくなった分を補填するという公的年金の役割からみて、在職老齢年金制度の所得再分配機能は必要であるから、この制度を廃止すべきではない⁶⁾。求められるのは、在職老齢年金制度の仕組みや規模(年金減額の程度)を適切なものにする事である。

現行在職老齢年金制度は、被保険者として就業すれば当初所得にかかわらず年金が2割減額される等の問題がまだ残っているものの、年金減額の大きさが当初所得に連動する程度が強く、高齢により勤労所得が得られなくなった分を補填するという公的年金の役割からみて、ほぼ適切な所得再分配の仕組みになっているといえよう。

したがって、今後の在職老齢年金制度の課題としては、その仕組みではなく、規模(年金減額の程度)が重要となろう。これについては、早期退職を促進するという効率面の短所だけでなく、雇用環境や健康状態などを要素とする就業可能度に応じて所得再分配を行うという公正面の長所を考慮し、両者の比較衡量により在職老齢年金制度の規模(年金減額の程度)を決定すべきである。

2. 年金支給開始年齢の引上げと在職老齢年金制度

在職老齢年金制度では、60歳から64歳の間を就業から退職への過渡期とみなしてこれに対応していると考えられる。しかし、この年齢層は就業可能な健康状態の者が多く、今後、雇用政策等により高齢者の雇用が確保されていけば、この年齢層に在職老齢年金制度を適用する必要は薄れるであろう。被用者年金において、定額部分の支給開始年齢が経過期間において60歳から65歳に引き上げられることになっており、さらに報酬比例部分についても支給開始年齢の引上げが検討されているのは、厳しい年金財政事情によることはもち

ろんであるが、こうした就業可能年齢上昇の見方に立っているものと思われる。

しかし、将来、通常65歳まで就業できるようになれば、65歳以降において、就業できる者とできない者のばらつきができ、就業から退職への過渡期が生じるであろう。すなわち、就業から退職への過渡期は、就業可能年齢の上昇に伴って消滅するのではなく、より高年齢のほうにシフトしていく。したがって、在職老齢年金制度も、将来、年金支給開始年齢の引上げに伴って廃止するのではなく、より高年齢を対象としたものに変更していくべきである。さらに、現状でも65歳以上の就業者が少なくないから、現時点で在職老齢年金制度の対象を65歳以上まで広げるべきである。

謝 辞

本稿の作成に当たり、貴重なコメントをいただいた中村彰宏郵政省郵政研究所研究官および2名の本誌匿名レフェリーに深く感謝したい。

(平成11年5月投稿受理)

注

- 1) 平均独立性の前提により、在職老齢年金制度で年金減額前よりも平均所得が減少しても不平等度への影響はない。すなわち、在職老齢年金制度により年金減額前の当初所得 y_i から所得が dy_i 減少するとすると、 y_i の平均 μ も $\frac{1}{n} \sum_i dy_i$ 減少するが、平均独立性により各人の所得を比例的に変化させても不平等度は不変だから、全員の所得を $\mu / \left(\mu - \frac{1}{n} \sum_i dy_i \right)$ 倍して平均所得を年金減額前と同じにしても不平等度は変わらない。

したがって、年金減額後の不平等度は、当初所得の分布に対して各人間の所得移転を加えた分布の不平等度と同じである。

この所得移転は、

$$\begin{aligned} & (y_i - dy_i) \mu / \left(\mu - \frac{1}{n} \sum_i dy_i \right) - y_i \\ & = \left(-\mu dy_i + \frac{y_i}{n} \sum_i dy_i \right) / \left(\mu - \frac{1}{n} \sum_i dy_i \right) \end{aligned}$$

であるから、

j を移転の受け手とすると、

$$-\mu dy_j + \frac{y_j}{n} \sum_i dy_i > 0 \text{ より、}$$

$$\frac{dy_j}{y_j} < \frac{1}{n\mu} \sum_i dy_i$$

k を移転の出し手とすると、

$$-\mu dy_k + \frac{y_k}{n} \sum_i dy_i < 0 \text{ より、}$$

$$\frac{dy_k}{y_k} > \frac{1}{n\mu} \sum_i dy_i$$

$$\therefore \frac{dy_j}{y_j} < \frac{dy_k}{y_k}$$

ここで、在職老齢年金制度による年金減額が、当初所得に対して累進的であれば、

$$y_j < y_k \Rightarrow \frac{dy_j}{y_j} < \frac{dy_k}{y_k}$$

であるから、移転の受け手 j より移転の出し手 k のほうが当初所得が高い。したがって、年金減額後の所得分布の不平等度は、当初所得の分布に対して高所得者から低所得者への所得移転を加えた分布の不平等度と同じになる。このため、移転原理により、年金減額後の所得分布の不平等度は、所得順位が年金減額前と逆転することがなければ、年金減額前よりも小さい。

なお、相対的高所得者から相対的低所得者への、所得順位を逆転させない所得移転によって不平等度は低下するという移転原理は、受け入れやすい一般性のある価値判断であろう。一方、不平等度が所得の相対的分布のみにかかわり、その絶対水準、したがって平均所得には依存しないという平均独立性は、移転原理ほど一般性はない。たとえば、平均所得が低く社会全体が貧しい場合には乏しい総所得を均等に分配して飢餓に陥る者をなくすことがのぞましいというし、逆に、社会が豊かになるとともに平等化の要請が強まるという可能性もあろう。しかし、このような両方向の効果が相殺される面もあるし、また、ジニ係数、変動係数（その2乗の相対分散）、タイル尺度、アトキンソン尺度等、一般に用いられている不平等の尺度は平均独立であることから、平均独立性を前提にしてもそれほど一般性を失わないであろうと思われる。

$$2) \frac{dy_i}{y_i} = \frac{y_i - y_{i0}}{y_i} = \frac{\{r_0(w_i)/w_i\} w_i b_i}{y_i}$$

$$\therefore \frac{dy_j}{y_j} / \frac{dy_k}{y_k} = \frac{\{r_0(w_j)/w_j\} w_j b_j y_k}{\{r_0(w_k)/w_k\} w_k b_k y_j}$$

ここで、旧制度による年金減額が賃金に対して累進的であるから、

$$w_j < w_k \text{ であれば、 } 0 < \frac{r_0(w_j)/w_j}{r_0(w_k)/w_k} < 1$$

また、

$$w_j b_j y_k - w_k b_k y_j$$

$$= w_j b_j (w_k + b_k) - w_k b_k (w_j + b_j)$$

$$= w_j w_k (b_j - b_k) + b_j b_k (w_j - w_k)$$

より、

$$w_j < w_k \text{ かつ } -\frac{(b_k - b_j)/b_j}{(w_k - w_j)/w_j} < \frac{b_k}{w_k} \text{ であれば、}$$

$$0 < \frac{w_j b_j y_k}{w_k b_k y_j} < 1$$

$\therefore y_j < y_k$ のとき、 $w_j < w_k$ かつ

$$-\frac{(b_k - b_j)/b_j}{(w_k - w_j)/w_j} < \frac{b_k}{w_k} \text{ であれば、 } \frac{dy_j}{y_j} < \frac{dy_k}{y_k}$$

となる。したがって、旧制度によって所得分布の不平等度は低下する（所得順位が年金減額前と逆転することはないものとする。）。

すなわち、所得の高い者は賃金も高く、かつ、年金の賃金弾力性が年金の賃金に対する比率より小さければ、年金減額が所得に対して累進的となるから、所得分布の不平等度は低下する。

なお、所得の高い者が賃金も減額前の年金も高ければ、もちろんこれらの条件は満たされ年金減額が所得に対して累進的となるから、旧制度によって所得分布の不平等度は低下する。

3) 現行制度の労働供給抑制効果による所得の減少 z については、

$$z = vL(v) - vL\left(v - hv \frac{dr}{dy}\right) \text{ となるから、 } z$$

は h, y の関数として $z(h, y)$ と表される。すると、 $y_j < y_k$ のとき、両者の労働供給抑制効果を考慮した所得比率 p は、

$$p = y_k \left\{ 1 - \frac{z(h, y_k)}{y_k} \right\} / \left[y_j \left\{ 1 - \frac{z(h, y_j)}{y_j} \right\} \right]$$

となる。これを h で微分すると、

$$\frac{dp}{dh} = \left[\left\{ 1 - \frac{z(h, y_k)}{y_k} \right\} L' \left(v - hv \frac{dr}{dy_j} \right) \frac{dr}{dy_j} / y_j \right. \\ \left. - \left\{ 1 - \frac{z(h, y_j)}{y_j} \right\} L' \left(v - hv \frac{dr}{dy_k} \right) \right. \\ \left. \times \frac{dr}{dy_k} / y_k \right] y_j y_k v^2 / \left[y_j \left\{ 1 - \frac{z(h, y_j)}{y_j} \right\} \right]^2$$

ここで、 z の累進性より、

$$1 - \frac{z(h, y_k)}{y_k} < 1 - \frac{z(h, y_j)}{y_j}$$

r の累進性より、 $\frac{dr}{dy_j} < \frac{dr}{dy_k}$ 、労働の限界不効用増より $L'' < 0$ だから、

$$L' \left(v - hv \frac{dr}{dy_j} \right) < L' \left(v - hv \frac{dr}{dy_k} \right)$$

$\frac{d^3 r}{dy^3} \cong 0$ とみなせることから、

$$\frac{d \left(\frac{dr}{dy} / y \right)}{dy} = \left(\frac{d^2 r}{dy^2} y - \frac{dr}{dy} \right) / y^2 \cong 0$$

となるため、 $\frac{dr}{dy_j} / y_j \cong \frac{dr}{dy_k} / y_k$

したがって、 $\frac{dp}{dh} < 0$ となるから、年金減額の

緩和による労働供給抑制効果の低下によって、所得格差は拡大し、所得再分配効果は小さくなる。

4) 在職老齢年金受給者は被用者として年金保険料を支払うが、この保険料については、それによる将来の年金額増加を控除した純負担額が、

年金額のスライド率(賃金上昇率)や利子率しだいで異なり、しかも負担とならない場合が多いため、考慮していない。

年金保険料については、被用者が支払うのと同額が使用者からも支払われ、両者の合計額に対応して将来の年金額が増加するため、通常、年金額増加分が被用者の支払う保険料を上回る(厚生省(1995) pp. 251-254)。ただし、被保険者期間がかなり長い被用者については、年金額の約半分に相当する定額部分の増加が頭打ちになるため、年金額増加分も半分になるが、公的年金が物価や賃金の上昇に対応できるメリットを考慮すれば、被用者の支払う保険料を上回る便益がある可能性が高い(浜田(1998)では、被用者と使用者の保険料の合計と年金とを比較して、そのような推計結果が得られているが、これは、年金と被用者の支払う保険料の倍とを比較したわけであるから、年金の半分と被用者の支払う保険料とを比較するのと同じことである)。

また、公的年金制度の影響だけをみるため、他の社会保険料・給付や税については考慮していない。

- 5) 現行在職老齢年金制度において、旧在職老齢年金制度における年金減額のラチェット(屈折点)がなくなり滑らかになったこと(図1)は、高齢者の労働供給への悪影響を減じたとはいえない。この改定は、ラチェットの高さを無限に低くする代わりにその数を無限に増やしたものであるから、ラチェットごとの影響の減少はラチェットの数の増加によって相殺される。
- 6) 所得再分配機能は累進税である所得税にもあるが、所得税は財産所得等も含めたすべての所得を対象とし、就業可能度に注目したものでは

ない。

参考文献

- A. K. Sen 著, 杉山武彦訳(1977), 『不平等の経済理論』, 日本経済新聞社。
- 青木昌彦(1979)『分配理論』, 筑摩書房。
- 牛丸 聡(1996)『公的年金の財政方式』, 東洋経済新報社。
- 厚生省(1995)『年金と財政』, 法研。
- (1998)『年金白書(平成9年度版)』, 法研。
- 清家 篤(1993)『高齢化社会の労働市場』, 東洋経済新報社。
- 高山憲之「富と所得の分布」, 『経済学大辞典1』, 東洋経済新報社。
- 堀 勝洋(1997)『年金制度の再構築』, 東洋経済新報社。
- 郵政省郵政研究所(1995年度)『貯蓄に関する日米比較調査』。
- (1994年度, 1996年度)『家計における金融資産選択に関する調査』。
- 労働省(1996年度)『高年齢者就業の実態』, 大蔵省印刷局。
- 浜田浩児(1998)「インフレ・リスク, 高齢化と公的年金, 個人年金の機能」, チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 浜田浩児編著『日米家計の貯蓄行動』, 日本評論社。
- A. F. Shorrocks(1980) "The Class of Additively Decomposable Inequality Measures," *Econometrica* Vol. 48, No. 3, pp. 613-625.
- Henri Theil(1967) *Economics and Information Theory*, North-Holland Publishing Company.
- (はまだ・こうじ 大阪大学教授)